

関東大震災と帝都復興 (2)

—復興計画の縮小とその諸事業—

川西崇行

(かわにし たかゆき)

早稲田大学教育・総合科学学術院講師

復興審議会での大弾劾

帝都復興審議会での審議では、有名な伊東己代治「正論」(自治体に任せよ、外債に依存すべきではない)や江木千之の京浜運河削除、無償減歩違憲論(注1)が延々と開陳された。

この弾劾への対応について蔵相井上準之助は、

「其で次の臨時議会には京浜運河の問題は切離して五億七千四百万円と予算を修正して出しました。ところがそれが四億六千八百万円に減額修正されました。併ながら後日に至って又それを殖して、私が最初に持えたものと殆ど同じ六億六千万円と言う復興予算になりました。(後略)」

と述懐する(東京市政調査会編『帝都復興秘録』より)。

この帝都復興審議会での議論が政争の具として第四十七帝国議会で蒸し返され、衆議院では上の井上の述懐のような予算——さらに帝都復興院の事務費(＝官員の俸給がなければ役所は成立しない)が削除され、さすがに貴族院が、衆議院で決議に対して、帝都復興事業は「国家百年の長計」であるとして補正を要求した一幕もあった。

後藤の周辺ではこれに抗うべきとの声も多く上がったが、後藤は復興の遅滞をおそれ、「議会を解散して民意に問うの途なしとせざるも(略)帝都の復興は事百年の大計に属し些の遺漏無きを期すと雖も窮迫せる市民の現在に鑑み忍び難きを忍びて姑らく議会の修正に同意を表し他日を期して完きを期せんとす」と述べるに止まり、以降限られた予算のなかで、腹心とともに復興事業と格闘することになる。

しかし、さらに悲運であったのは、虎の門事件という奇禍によって山本内閣自体が瓦解し、後藤も内相の任を離れ、以降、復興の表舞台から去らねばならなかったことである。

計画案の変遷(注2)

現在、(財)都市計画協会に「甲案」「乙案」「実施案」等の図面、水沢の後藤新平記念館に由来不明の試案、また『帝都復興事業大観』には東京市案などが残されているが、これらに関する関係者の述懐を、同じく『帝都復興秘録』によって追ってみたいと思う。

まず、正嫡というべき内務省—帝都復興院—復興局案の流れであるが、山田博愛によれば、震災直後、

「四十一億(注3)の理想案は理想案として置いて、二段、三段の計画を立ててみよう」と云うので三十億、二十億、十五億、十億の四つの案を作った(略)そう多くも取れるようにも思わぬから、大体十億見当に纏めよう」

(筆者補注・復興院の組織後)十月十八日頃になりまして、色々の案も出来たが兎に角甲案、乙案の二つで関係の会議に臨むようにしようではないか、そうして甲案を第一案としようということが理事会で決定した訳であります。其の甲案というのが十三億案、乙案というのが十億案であります。(略)一方、甲案乙案が進むのも宜しいが何か基礎案というものを作って置けば、それに依って予算を更正して行くにも楽になるから基礎案を作ろうではないか」

というプロセスをたどったという(注4)。

また、宮尾舜治によれば、「焼失地の復興ですら金の点で不安を感じつつある際、到底山の手郡部に及びそうもないから、之は単に金も計画も伴う計画草案を残して、将来特別都市計画委員会の仕事とした」

とあり、実際、「基礎案」などの後期の図面になると郊外の街路は白抜きで示されるに到る。

その後の記述等によれば「甲案」を骨格に、「乙案」の予算枠で計画を進め、最終的にこの「基礎案」が大体承認されたかたちとなった。実際、実施された案と比較すると、神田駿河台付近の湾曲（既存街路に拠った）の地形的制約か）や志岐坂と蔵前橋通の不連続（計画案を追っていくとほとんど歪に、また本郷通との結節点がおかしな形状になっていく）、日本橋浜町付近の街路形状が既存の甲案とは一致しないなど、現場なり、区画整理の難易などの諸事情で変更を遂げたものと思われる。

一方、別の系統——市による試案に属するものがつくられたのは確かのように、前掲『秘録』の池田宏の述懐によれば、

「筆者補注…長岡、山田氏の手になる）内務省都市計画局で調査された所謂復興院案の外に、永田案、即ち東京市の復興計画案があったかと思えます。其復興計画案の出来るに付きましては、丹羽君（筆者補注…丹羽劔彦）なり福田君（筆者補注…福田重義）なりが、永田君（筆者

補注…永田秀次郎）の下にあって計画されたことのように考えられます」

とあり、石田頼房編『未完の東京計画』（一九九二）の第四章で指摘されている、水沢・後藤新平記念館の試案図面（放射環状道路と隅田河岸に櫛状に埠頭を設けた築港を企図したもの）と、東京市案の類似は、東京市の技師であった福田らの関与に起因することはほぼ間違いなようである。

帝都復興事業

実施された帝都復興事業については復興局・東京市による各種の事業誌や、越澤明氏他の先行研究が多数存在するので此処では詳細を省くが、一九二四（大正十三）年から一九三〇（昭和五）年の七箇年（当初より延長）に、三千六百平米の区画整理、五十二路線百四十四キロの幹線街路、国施行の三公園、市施行の五十二小公園、百十七の復興小学校、復興六大橋含め四百二十五の橋梁、建築の不燃化・共同化事業、中央卸売市場や公営食堂その他各種の社会事業——また直営ではないが、腹心・池田らを通して実現した財団法人同潤会による近代的な住宅供給などがなされた。

顛末

この帝都復興事業によって、東京・横浜両都市の近代化・整備は飛躍的に進み、結局のところ、現在まで都市の骨格・基盤として機能しているが、国の復興予算削減の煽りによって東京市の負担が増大し、以降の市財政の硬直化を招く。国全体としても復興の負担は重く、いわゆる震災手形問題や復興資材等の輸入超過問題など深刻な経済問題を内包することにもなった。また、この帝都復興事業の埒外とされた被災地・神奈川県下の鎌倉・小田原、千葉県下の内房地域の諸町村はその再建に呻吟することになる。

余談ではあるが、当時（奇人としても有名であった）長岡外史の主張した都市の危機管理——機能分散、飛行場計画や、「太田君（注5）は道路であれ橋梁であれ総てのものを造るに際して、単に土木の技術的の見地からだけではなく、都市美術という方面に着眼されて、そうして総ての芸術家或は建築家、或は公園の方の人、或は造園の技師、総ての方面の意見を徴してやられました」（注6）という、都市美・景観まちづくりをめぐる問題は今日もお色褪せ

ない問題でもあり、帝都復興でなされた議論のレベルの高さと普遍性を垣間見る思いがする。

【注】

（注1）区画整理では減歩一割まで無償とされた

（注2）越沢明による甲案等の分析（『東京人』一九八九年九月号付録等）を参考に行っている箇所がある。

（注3）同発言中、世に言う「五十億案」のこととの補足がある。

（注4）これは、山田「復興街路費が決定するまで」（一九三〇）、『都市問題』十巻四号、p.106の内容とほぼ一致している。

（注5）太田圓三（一八八一—明治十四）年—一九二六（大正十五年）のこと。

通信省鉄道作業局に入省。関東大震災後、帝都復興院土木局長。いわゆる復興局疑獄で命を絶つ。

（注6）笠原敏郎の発言…前掲『帝都復興秘録』

※基礎的参考文献は、拙稿「都市研究会」から近代都市法制の誕生へ」章末のものも参照のこと。